

それ、詐欺かもしれません!

メール

ショートメッセージサービス (SMS) による

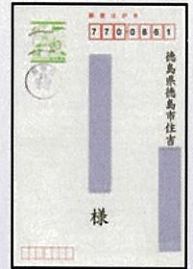
架空請求



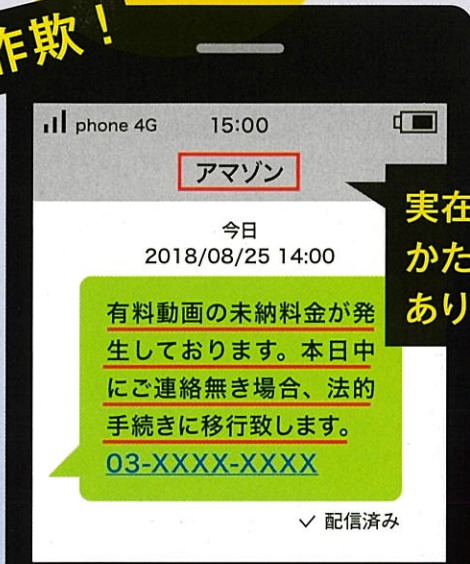
ハガキ

による

架空請求



詐欺!



実在の事業者をかたる場合があります。

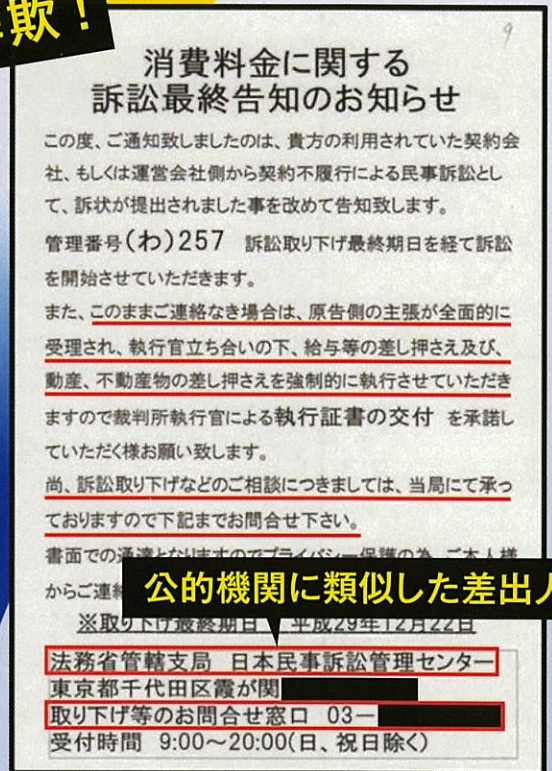
(例) アマゾン
 ヤフーサポートセンター
 DMM 相談窓口 など
 ※実在する企業とは無関係です。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡 を
する前に!

支払 を
する前に!

詐欺!



公的機関に類似した差出人

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
 民間訴訟告知センター
 国民訴訟お客様センター
 全国紛争相談センター など
 ※いずれも国の組織として存在しないものです。

まずは **消費**者ホットライン

局番なし **188** で確認しよう!



消費者ホットライン 188
 イメージキャラクター「イヤヤン」



最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。

架空請求の手口の流れ (よくある例)

突然通知

メール

ハガキ



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた
電話番号にかけないで!

覚えのない
請求がきたら **188**

≡ 電話すると ≡

支払要求

第三者の電話番号に誘導

着手金
示談金
供託金



「急がないと
裁判になりますよ」

「後日返金されますよ」

「弁護士に問い
合わせてください
番号は 03-XXXX-XXXX」



おかしいと
思ったら **188**

≡ 承諾すると ≡

支払指示

プリペイドカード

¥50000

Q1234-5678-9

「コンビニで
カードを買って
番号を教えてください」



コンビニ端末

「端末から出てくる
支払用紙を持って
レジで支払ってください」

支払う前に **188**

≡ 一度支払ってしまうと ≡

さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、
次々と電話がかかってきて、
さらなる支払を要求されます。



「他にも未払が
ありました」

「和解できない!ふざけるな」
「自宅に行くぞ!」
「家族に迷惑がかかるぞ」



被害高額化

架空請求の手口は様々です!

もう一度
支払う前に **188**

消費者ホットライン

局番なし **188**

架空請求以外でも、消費生活で
お困りのことがあれば、ご相談ください!

「訪問販売おことわり」ステッカーを 活用して消費者被害を未然に防ぎましょう！

高齢者をねらった訪問販売によるトラブルが増えています！

高齢者に親切そうに近づいて、必要のない商品を次々と買わせたり、強引にリフォーム工事の契約をさせる悪質業者が増えています。このような被害を未然に防ぐために、「訪問販売おことわりステッカー」を玄関先に貼って、訪問販売や訪問買い取りに応じる意思がないことを事前に示しましょう。ステッカーを無視して訪問勧誘することは北海道消費生活条例違反で、悪質な訪問業者は行政処分の対象となります。



条例違反

です！

(北海道消費生活条例 第十六条一項)

ステッカーを無視した訪問勧誘は



「訪問販売おことわり」ステッカーは、
消費者の「いきりません」の意思表示！

玄関口、インターホンの
近くなどに貼って、
トラブルの未然防止に
お役立てください！



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター（平日 午前10時～午後4時）

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン 188 (いやや! 泣き寝入り) へ

高齢者がねらわれています!!

高齢者をねらって「無料点検に回っています」「近所で作業したついでに格安で清掃します」などと言って家に上がりこみ、「このままだと危険」「今すぐ工事が必要」などと不安をあおって必要のない住宅リフォーム工事の契約を強引に結ばせる悪質な事例が多発しています。

被害にあわないためのアドバイス

無料点検

と言われても、すぐに
玄関をあけない。

ピンポーン♪
無料点検で～す



工事の契約は

一人でしない、
すぐにはしない。



契約は後日！
他社でも見積りを
とってみよう。

業者の説明を

うのみにせず、
家族や身近な人に
相談をする。



家族に相談してみます

契約してしまっても

あきらめないで、
クーリング・オフ※
を利用する。

やっぱりやめたい！
クーリング・オフ
しよう！



クーリング・オフは書面(ハガキ)で!!

※訪問販売の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。
また、契約書を持っていないか、契約書の内容に不備があるときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。
クーリング・オフ期間を過ぎても契約を解除できる場合があります。「こまったな」と思ったら、できるだけ早くご相談ください。

介護ヘルパー・民生委員・ご近所の方へ

- 見慣れない人の出入りや、リフォーム工事の形跡があったら
気をつけてあげてください。
- 周囲の方々からの消費生活センターへの相談をきっかけに
問題が解決することもあります。
- 気になることがあれば、消費生活センターへご相談ください。



石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282